

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県子ども会育成連合会と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、宮城県下における市町村子ども会育成組織相互の緊密な連携のもとに地域子ども会の自主的な活動を援助し、もって子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子ども会活動の指導、育成及び支援に関すること。
- (2) 子ども会に関する調査研究、情報交換及び資料の発行に関すること。
- (3) 子ども会活動の指導者の育成及び研修に関すること。
- (4) 子ども会安全会の運営と安全教育の実施に関すること。
- (5) 子どもたちの環境整備の推進に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号に置く。

(公告方法)

第5条 この法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 この法人は、この法人の機関として総会及び理事以外に理事会、監事、顧問及び参与を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、この定款において「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 ①市町村の区域を単位とする子ども会育成会であって、この法人の目的に賛同し、別に定める会費規定に基づき会費を納めるものの代表者
②市町村の合併により消滅した市町村の旧区域を単位とする子ども会育成会であって、この法人の目的に賛同し、別に定める会費規定に基づき会費を納めるものの代表者
- (2) 準会員 市町村の区域を単位とする子ども会育成会が存在しない市町村内に所在する子ども会育成会であって、この法人の目的に賛同し、別に定める会費規定に基づき会費を納めるものの代表者（前号に該当するものを除く。）
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を後援するとともに、別に定める会費規定に基づき賛助会費を拠出した個人及び法人その他の団体
- (4) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において承認された者

(入 会)

第8条 この法人の正会員、準会員または賛助会員になろうとするものは、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員名簿)

第9条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会長は前項により退会した会員については、直近に開催される理事会に報告しなければならない。

(除 名)

第12条 特別会員以外の会員が次の各号の一に該当するとき及び特別会員が第2号に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第2号の規定により会員の資格を失したときは、会員として既納した会費は返還しないものとする。

3 第1項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名

の議決を行う総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 第10条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

第3章 総 会

(種 類)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第15条 総会は、第7条第1号の正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(開 催)

第17条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の

目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集手続の省略)

第19条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第22条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 役員等の責任の一部免除

(2) 事業の全部の譲渡

(3) 解散

(4) 合併契約の承認

(5) 監事の解任

(6) 定款の変更

(書面による議決権の行使等)

第23条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

4 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会議事録)

第24条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会で選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に書面又は電磁的記録により備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第25条 この法人の理事の員数は、8名以上12名以内とする。

(監事の員数)

第26条 この法人の監事の員数は、3名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 この法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選任は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正

会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(代表理事)

第29条 この法人に会長1名、副会長2名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。この定款において代表理事とは、会長及び副会長を指す。

3 会長は、この法人を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

5 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を書面及び口頭で報告しなければならない。

(理事及び監事の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、第25条及び第26条に定める定数に足りなくなるときは後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

(役員解任)

第31条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決を行う総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(報酬等)

第32条 役員には報酬を支給しない。ただし、別に定める規定により費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第33条 この法人に、顧問及び参与を若干置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を開陳する。

4 参与は、理事会に出席し意見を述べるができるが議決には参加できない。

5 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とし再任を妨げない。

6 顧問及び参与には報酬を支給しない。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

- 2 会長以外の理事は会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第37条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該

提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に書面又は電磁的記録により備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第43条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第44条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる

多数の議決により、これを処分することができる。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、総会の定める方法により会長が管理する。

- 2 基本財産のうち、現金は、信用ある金融機関又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債、公債その他換金が容易かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(借入金)

第49条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(計算書類等の通常総会への提出等)

第50条 会長及び副会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を通常総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を通常総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第51条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、通常総会の日
の2週間前の日から10年間、書面又は電磁的記録により主たる事務所に備え
置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第52条 この法人は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできな
い。

2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を
経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の
認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団
体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の
議決権の3分の2以上に当たる多数の議決を得なければ変更することができな
い。

(委 任)

第55条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に
定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の理事及び監事)

- 3 一般社団法人への移行後の最初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理事	公平 弘司	亀山 二郎	高橋 茂美
	赤坂 正夫	熊谷 卓郎	菅原 孝行
	平塚 俊一	鈴木 那彦	伊藤 たえ子

	中鉢 義徳	熊谷 芳明	佐藤 眞紀子
監事	佐藤 勉	鈴木 香	菅原 長登

(移行後の最初の代表理事)

4 一般社団法人への移行後の最初の会長及び副会長は、次のとおりとする。

会 長	中鉢 義徳
副会長	熊谷 芳明
副会長	佐藤 眞紀子